

司法取引への被害者関与 —アメリカ合衆国における立法を参考に

神 代 貢 志

はじめに

一 我が国における司法取引の議論

1. 司法取引の定義

2. 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」

二 アメリカ合衆国における司法取引への被害者の関与

1. 連邦法レベル

(1) 1982 年被害者及び証人保護法 (Victim and Witness Protection Act of 1982)

(2) 犯罪被害者権利法 (Crime Victims' Rights Act)

2. 州法レベル

三 課題

(1) 検察官への影響

(2) 被告人への影響

四 考察

(1) どのような類型の被害者関与が望ましいか

(2) 司法取引への被害者の関与は許されるか

むすびにかえて

はじめに

我が国の刑事司法制度においては司法取引のような取引的な捜査手法は受け入れられないことが暗黙の前提となっていたが、2011 年 6 月設置の法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において日本版司法取引とも言える「捜査・公判協力型協議・合意制度」の導入が採択された。この部会は、検察官の不祥事を受けて、これまでに指摘されてきた、取調べや調書に過度に依存した我が国刑事司法制度の問題点を抜本的に解決する必要性の認識が高まったことから設置されたものであるが、これに対しては、周知のように、検察官の権限を制限するための制度を検討すべきであるのに、逆に検察官に

新たな武器を与えることになっているとの批判がみられる。我が国においては、検察官が犯罪の訴追に関する権限を独占しているが、被害者に私人訴追の権限を認めている国も少なからず存在する。そもそも、犯罪の訴追に関する権限は被害者が有していたと考えるのならば、検察官の訴追裁量権を根拠とする司法取引の交渉段階において被害者関与が全く許されないと考えることは難しい⁽¹⁾。検察の訴追裁量権の制限は、被害者関与によることで、正当化され得るのではないか。

部会内で司法取引の導入に際しての検討課題としては、無実の者の引き込みの危険性や、証人保護プログラムの採否等、様々なものが上がったが、本稿ではその中の一つに挙げられながらも、他の多数の検討課題との兼ね合いや、時間的な制限から具体的な検討がなされなかったと思われる「合意に被害者の意見を反映するための方策」について、すでに司法取引が広く運用されているアメリカ合衆国における「合意に被害者の意見を反映させる制度」を例にとり、制定法の状況や、それに伴う議論状況を確認し、どのような制度が望ましいか、我が国においても司法取引への被害者の関与は許されるかについて、若干の考察を加えることとしたい。その他多くの問題点についての検討は次の機会に譲るものとする。

一 我が国における司法取引の議論

1. 司法取引の定義

我が国において「司法取引」という言葉は一般的に用いられているにも関わらず、その定義については必ずしも明確であるとは言えず、個々の論者によって異なるようである。

宇川春彦は「司法取引」とは「検察官の訴追裁量権の行使が、被告人との

(1) 現に諸外国には被害者が付帯私訴の権限を有している法域も存在するし、我が国の刑訴法第316条35は検察官の権限行使に関して、被害者参加人に意見を述べることを許している。また、被害者は告訴権者とされている。

合意に基づき、訴追協力の見返りとして取引的に行われること⁽²⁾」とした。

これに対して「捜査、訴追及び裁判を含む、刑事事件の処理一般への被疑者・被告人による協力と、それに対する国家機関側からの一定の利益の提供ないし有利な取扱いにつき、両者の間で協議や交渉が行われ、それに基づいて一定の合意がなされる場合⁽³⁾」とするものや、「当局による寛大処分と引き換えに、被疑者・被告人による一定の権利放棄・有罪の自認を誘引する司法制度⁽⁴⁾」とするものも見られる。被疑者・被告人への利益提供の根拠を必ずしも検察官の訴追裁量権に求めない点で宇川の定義とは見解を異にする。本稿においては、検察の訴追裁量権を制度上の根拠とする点で共通している日本型と米国型の制度を検討の対象とするので、宇川の定義を採用することとする。

2015 年 7 月現在、我が国の刑事訴訟法には、以上に挙げた定義に当てはまるような制度を規定した条文はないが、司法取引は実質的には既に広範囲で行われているといった指摘がなされることもある⁽⁵⁾。

諸外国においては、アメリカ合衆国、イギリス、ドイツ、イタリア等において司法取引類似の制度が運用されていることが知られているが⁽⁶⁾、ここでは刑事事件の 9 割以上を司法取引によって処理されると言われる米国の司法取

(2) 宇川春彦「司法取引を考える (1)」判例時報 1538 号 40 頁 (1997)

(3) 川出敏裕「司法取引と刑事訴訟法の諸原則」刑法雑誌 50 卷 3 号 4 頁 (2010)

(4) 山口直也「刑事訴訟構造と取引的司法」刑法雑誌 54 卷 1 号 95 頁 (2014)

(5) 取調べにおいて検察官等が被疑者・被告人に対して、自白をすれば寛大な刑罰や身体拘束からの早期の解放の可能性を示唆し、有罪の自認を促すといったような「秘密裡の取引」の実践が指摘される。緑大輔「日本における近時の「司法取引」の議論をめぐって」刑法雑誌 54 卷 1 号 129 頁以下 (2014)、安原浩「司法取引とアレインメント」法学セミナー 565 号 84 頁 (2002) 等。

(6) 宇川春彦「米国における司法取引」刑法雑誌 50 卷 3 号 25 頁以下 (2010)、田中利彦「英米の刑事裁判と合意手続・司法取引」刑事法ジャーナル 22 号 15 頁以下 (2010)、池田公博「ドイツの刑事裁判と合意手続」刑事法ジャーナル 22 号 23 頁以下 (2010)、松田岳士「イタリアの刑事裁判と合意手続」刑事法ジャーナル 22 号 32 頁以下 (2010) 等参考。また、ブラジルにおいても取引的な制度が存在する。

引について⁽⁷⁾、その諸類型を確認する。

宇川によれば、上述した彼の定義における「訴追協力」には、被告人が自らの罪を認めることで訴追に協力する場合と、共犯者その他の第三者の訴追に協力する場合がある⁽⁸⁾。前者では被告人は有罪答弁と引き換えに検察官から訴因の縮小・一部撤回や求刑の引き下げ等の報酬を得ることになるが、後者では被告人は有罪答弁に加えて証言や捜査協力も行う⁽⁹⁾。前者を純粋型（自己負罪型）答弁取引といい、後者を捜査協力型答弁取引と言う。また、これら二つの答弁の取引の他に、証言・捜査協力と引き換えに不起訴や一旦提起された公訴の取り消しを行う制度もあり、これを免責型司法取引と呼ぶ⁽¹⁰⁾。以上三つの制度が宇川の定義によるアメリカ合衆国における司法取引である。

2. 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」

我が国の刑事司法においては「実体的真実主義」が重要な理念のひとつとされ、事案の真相を追求しようとする姿勢は刑事司法に携わる者の職業倫理や行動規範となっているばかりでなく、国民の司法観として確立しており、明治期や第二次世界大戦後の急激な社会変動にも関わらず、変化していないとされる⁽¹¹⁾。かつては、このような特徴を有する我が国刑事司法制度には、司法取引のような取引的手段は相容れないということが暗黙の前提となっており、その当否を掘り下げて検討する作業はほとんど行われてこなかった⁽¹²⁾。

(7) ローグ・M・リード＝井上正仁＝山室恵『アメリカの刑事手続』206頁（有斐閣、1987）

(8) 宇川・前掲注（2）40頁

(9) 宇川・前掲注（2）40頁

(10) 宇川・前掲注（2）40頁

(11) 佐藤欣子『取引の社会（第5版）』66～69頁（中公新書、1989）

(12) 川出敏裕「司法取引の当否－刑事法の視点から」公正取引617号21頁（2002）

事実や刑罰は客観的に定まるべきものであるので、当事者間の合意によって処分すべきではないし、刑法犯は公益に対する違反であるという観点からもこれを許すべきではないとされる⁽¹³⁾。

しかし、近年ではこのような状況に大きな変化がみられる。検察による証拠のねつ造が発覚したいわゆる村木事件をきっかけに、以前から我が国の刑事司法制度の問題点として指摘のあった取調べや供述調書に過度に依存した捜査・公判の構造を抜本的に改革する必要性を叫ぶ声が高まり、2011年6月に法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」と銘打たれた会議が設置された。その中では無理な取調べを行うことなく供述証拠を獲得するための手段の当否や検討すべき課題等について審議が行われた⁽¹⁴⁾。2014年7月には審議の結果を取りまとめた「新たな時代の刑事司法制度の構築についての調査審議の結果【案】」が全会一致で了承され、同年9月には法制審議会総会もこれを了承、法務大臣に答申を行った。この中には、日本版司法取引とも言える「捜査・公判協力型協議・合意制度」⁽¹⁵⁾が盛り込まれており、2015年3月にはこれを受けた法律案が国会に提出されるに至っている⁽¹⁶⁾。

この「協議・合意制度」の当否を検討するにあたって、部会内ではいくつかの検討課題があげられたが、その中の一つとして「合意に犯罪被害者等の

(13) 川出・前掲注(12) 22頁

(14) 議事録について <http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500012.html> 参照

(15) 部会の初期段階では「司法取引」という言葉が用いられ、その導入の当否が議論されていたが、第10回会議において委員のうち数名からこの用語の定義の曖昧さが指摘され、それ以降の会議では「協議・合意制度」という言葉を用いて議論がなされた。「捜査・公判協力型協議・合意制度」の詳細については <http://www.moj.go.jp/content/000125178.pdf> を参照。議論の内容をまとめ、検討を加えたものに、太田茂「捜査・公判協力型協議・合意制度及び刑事免責制度の意義と課題」刑事法ジャーナル 43号 14頁以下(2015)、山下幸夫「捜査・公判協力型協議・合意制度と刑事免責制度の課題」刑事法ジャーナル 43号 24頁以下(2015)等がある。

(16) http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00103.html 参照

意向を反映するための方策」がある。これは公益社団法人被害者支援都民センター理事の大久保恵美子委員の意見によるものである。大久保委員は生命犯・身体犯のような被害者が存在する種類の悪質な犯罪に対して司法取引が用いられることについて強く反対しており、一般国民の立場から考えてみても、加害者が自らの犯した罪について捜査に関する重要な情報を捜査側に供述したということによって罪が軽くなるという制度は理不尽なものであるため、容認できないとしている⁽¹⁷⁾。このような意見は他の多くの一般国民や被害者からも同様に聞かれる。被告人が自らや他人の罪について供述することで言い渡される刑の減軽や場合によっては免除が許されることは納得できないという意見は、一般の感覚として自然である。さらには、司法取引が導入されれば、凶悪な犯罪者が司法取引によってこれまでよりも軽い刑によって処断されるような事態が生じ、悪質な犯罪の防止が困難になった結果、治安の悪化を招くのではないかという懸念もある⁽¹⁸⁾。これらの意見を見れば、被害者の立場を考えれば、司法取引の導入は許容しがたいもののように思われるかもしれない。

ただし、一口に被害者と言っても、これらの意見をもって全ての被害者の意見のように考えてはならない。司法取引を用いない事件の被告人に対しても、激しく厳罰を望む者や、寛大な処罰を求める者、裁判所に一任する者など様々な量刑意見が聞かれる。身体犯や生命犯の被害者であっても、たとえ自らを害した者に対する処罰が軽くなろうとも取引を用いても良いと考える被害者が現れる可能性は否定できない。実際、第5回会議で行われた被害者に対するヒアリングに出席された假谷実氏は部会の委員に所感を求められた際、被告人に科される刑については裁判所が適切に判断を下したものとして淡々と受け止めるので、真実を解明することを優先してほしいという旨の発

(17) 特別部会・第10回（2012年5月24日）大久保恵美子発言（同議事録37頁）

(18) 大久保・前掲注（17）37頁

言をされた⁽¹⁹⁾。司法取引が導入されたとして、実際に直接運用を行う警察や検察等の捜査機関の立場からは、国民や被害者の理解が得られない制度であるとして司法取引の導入には反対の意見も聞かれたが、まさに肉親を犯罪被害によって亡くされた假谷氏の発言によって、被害者からは司法取引の導入・運用が必ずしも賛同が得られないわけではなく、むしろ場合によってはその導入・運用が望まれるという指摘がなされたことは非常に重要である。この指摘は、対象犯罪から身体犯・生命犯を除外すべきとは一概には言えず、自己負罪型の取引の導入も否定するものではない事も示唆している。

これを受けて、大久保は司法取引を利用してでも事件の真相に迫りたいと考える者や、被害を受けた事件がいわゆる未解決事件となってしまっているため全く情報が入ってこない状況にある者については、藁にも縋る思いでどのような情報でも手に入れたいと考えるので、そのような場合については、捜査官との十分な連携の下で、個々の被害者の実情に応じて弾力的な運用を行っても良く、被害者の意見を盛り込んだ制度であれば、十分に検討に値するのではないか、とそれまでの見解を転じている⁽²⁰⁾。

今回の特別部会では、克服しなければならない課題も多く、対象犯罪からは身体犯・生命犯は除外され、自己負罪型の取引の導入も見送られた。しかし、対象犯罪については、これを限定せずとも運用可能な制度を検討できるのではないかと意見も見られたし⁽²¹⁾、また自己負罪型の制度については捜査・公判協力型の制度の導入の当否をまずは優先して検討し、その後に検討するものとされた経緯があり、これまで実務において暗黙裡に行われていた「取引」を可視化させる効果を期待して、主として弁護士の立場から検討の必要

(19) 特別部会・第5回(2011年11月29日)假谷実発言(同議事録34頁～36頁)假谷氏はオウム真理教がかかわった事件において、実父を亡くされている。

(20) 特別部会・第10回(2012年5月24日)大久保恵美子発言(同議事録37頁)、特別部会・第14回(2012年10月30日)大久保恵美子発言(同議事録24頁)

(21) 岩尾信行発言・前掲注(20)21頁

性を主張する声もあった⁽²²⁾。仮に、今回導入が見込まれる「捜査・公判協力型協議・合意制度」が、懸念された虚偽の供述による引っ張り込みもなく非常にうまく機能した場合に、対象犯罪の拡大や自己負罪型の制度を導入することを検討するとして、やはり基本的には一般国民や被害者等からは反対意見が強く主張されることが予想されるため、彼らの支持を得るような制度にすることが必須であろう。それには、今回の部会では具体的に検討がなされなかった「合意に犯罪被害者等の意向を反映するための方策」について改めて考えることが必要と思われる。

以下では、すでに司法取引が広く利用され、もはや刑事司法制度において欠かすことのできないレベルにまで根付いているアメリカ合衆国では、被害者がどのようにして司法取引に関わっているかを見ることとしたい。

二 アメリカ合衆国における司法取引への被害者関与

1 連邦法レベル

(1) 1982年被害者及び証人保護法 (Victim and Witness Protection Act of 1982)

アメリカ合衆国では刑事事件のほとんどが有罪答弁によって処理され、そのうちのほとんどが取引によるものだと言われている⁽²³⁾。この状況を指して、司法取引はアメリカの刑事手続を支配しているとさえ言われることもある。アメリカ国内では1960年ごろから被害者の権利を回復することを目的とした運動が活発になり、1973年から1983年にかけて飛躍的に発展を遂げた⁽²⁴⁾。これに応える形で連邦議会は1982年に被害者及び証人保護法 (Victim and Witness Protection Act of 1982、以下 VWPA) を制定した⁽²⁵⁾。VWPA は検察官に重大犯罪の被害者から被害の申立てのあった連邦刑事事件の処理について

(22) 小坂井久発言・前掲注(20) 19～20頁等

(23) リードほか・前掲注(7) 206頁

(24) 椎橋隆幸「アメリカ合衆国の刑事手続における被害者の役割」刑法雑誌 29 卷 2 号 67～68頁 (1988年)

(A) 公訴の棄却 (B) 裁判手続が継続中である被疑者・被告人の釈放 (C) 答弁の交渉 (D) 公判前のディヴァージョンプログラムについては意見を聴取すべき事を規定し、また同時に、連邦司法長官に対してこの法の目的を実現するためのガイドライン (Attorney General Guideline) を作成するよう指示している⁽²⁶⁾。VWPA とガイドラインの双方の中には、有罪答弁の交渉を含む刑事手続の様々な段階で、検察官が自らの裁量権を行使する際に、被害者と協議を行うことを要請した規定があるが、これは被害者が一定の限度でいくつかの手続段階に関与することを認めたものである⁽²⁷⁾。

米国における司法取引は有罪答弁と一体となって運用されているので、これらは司法取引に被害者の一定の関与を認めたものと解されるが、被害者は協議を行うことで検察官に司法取引についての意見を示すことができたとしても、検察官は被害者の意向に沿うような内容の合意を義務付けられるわけではない⁽²⁸⁾。しかし、逮捕後から判決が言い渡されるまで交渉が可能である

(25) Douglas J. Kepple, *The Victim and Witness Protection Act of 1982: Retroactive Application for Continuing Crimes*, 58 FORDHAM.L.REV.87,87(1989)、日本における VWPA の先行研究として、中野目義則「アメリカ合衆国における刑事手続での被害者の役割、被害者の刑事手続への参加—1982 年の被害者及び証人の保護に関する法律の研究を中心に—」法学新報 94 巻第 6・7・8 号 116 頁～123 頁 (1988)。

(26) 18U.S.C.1512 Section6(a)(5)

(27) 検察官と被疑者・被告人との間で有罪答弁を行うことについて合意がなされたとしても、裁判所は必ずしもこれを受理しなければならないわけではなく、「健全な司法運営 (sound administration of justice)」を考慮して判断することができるので、検察官と被害者との間で司法取引による有罪答弁に対する見解が相違した場合は、被害者の意見を裁判官に伝える義務を負うことになり、検察官がこれを怠れば、裁判官は被害者の意見を聞くための聴聞を開くこともできるし、被害者の申立てに基づいて検察官に VWPA の規定を遵守するよう義務付けることができると解される。See, Abraham S. Goldstein, *The Victim and Prosecutorial Discretion: The Federal Victim and Witness Protection Act of 1982*, Law and Contemporary Problems, Vol 47, No 4, Discretion in Law Enforcement, 225,232-233. (1984)

(28) *Id.* at 233.

司法取引について、公判前に被害者の意見を聴取することができるので、検察官は合意条件を被害者に配慮したものにするのが可能になるし、合意内容に不満を有する被害者に対して、合意に至った経緯等につき理解を求める機会を設けることもできる。被害者のあずかり知らぬうちに、検察と被疑者・被告人の間で何らかの話し合いが行われ、その結果として罪の減免がなされる場合と比較してみれば、この制度は被害者にとって多分に意義を持つものであると思われる。あくまで検察官に対する意見の表明が許されるにすぎず、司法取引の交渉に直接参加できるわけではないが、これは被害者が司法取引に一定の影響を及ぼすことができる制度であると言ってよい。

（2）犯罪被害者権利法 Crime Victims' Rights Act)

VWPA は取引が行われるに際して被害者に司法取引に対する意見を陳述する機会を与えるものであったが、被害者と検察官との間で司法取引に関する意見が異なった場合に被害者の意見を誰がどのように取り扱うべきかが明らかではなかった。例えば、検察官は自らの意見と異なる被害者の意見について裁判所にその旨を通知しなければならないか、あるいは被害者が取引に対する不満を公判廷にて表明できるかといったことである。また、被害者が検察官と対面で協議を行えるかどうかも明らかではなく、規定の内容が実際どれほど実施されているかには疑問が残るものであったが、2004年に連邦議会を通過した犯罪被害者権利法（Crime Victims' Rights Act、以下 CVRA）は犯罪被害者にはっきりとした権利の拡大を付与したものであり⁽²⁹⁾、これら VWPA における疑問点についても言及している。また、VWPA が作成を指示した連邦司法長官ガイドラインは、制定法の改正を順次反映する形にアップデートされており、2011年版のガイドライン（Attorney General Guideline For Victim

(29) Jefri Wood, *The Crime Victims' Rights Act of 2004 and Federal Courts*, Federal Judicial Center,1,(2008)

and Witness Assistance, 2011ed.) は CVRA を含む連邦の刑事手続における被害者と証人に言及した規定をフォローするものとなっている。

CVRA は刑事事件の被害者に対して、司法取引への関与について①釈放、答弁、量刑、仮釈放手続を含む地方裁判所での公開の手続について十分な聴聞を受ける権利⁽³⁰⁾、②訴訟において検察官と協議を行うための合理的な権利⁽³¹⁾を認めており、これらの権利の行使は連邦裁判所が担保するものである⁽³²⁾。

ガイドラインによれば、①の権利について、被害者（又は被害者の利益を法的に代理する者）は規定の手続に出席することができ、聴聞を受けることを望めば、検察官は手続の適切な段階で裁判所にその旨を助言すべきである⁽³³⁾。検察官は被害者が釈放、答弁、量刑、仮釈放を含む将来行われる手続について聴聞を受けることを求めていることを知れば、手続や実務についてのローカルルールに従って裁判所に事前通知する必要がある⁽³⁴⁾。これにより、被害者が検察官との協議の結果を不満に思い、公判廷でその点について意見の表明を行うことを望めば、検察官から裁判所へその旨の通知がなされ、意見表明ができる事につながる。

②の権利については、検察官は訴訟の取下げや、係属中の刑事手続の被告人の釈放（捜査目的の釈放でない場合）、答弁交渉や公判前のディヴァージョンなどの重大な決定をする時、被害者と協議を行うために面会を行えるようにすべきであるとされている⁽³⁵⁾。協議にあたっては、現行の刑事手続と法曹倫理に矛盾しないように行われるべきことも規定されている⁽³⁶⁾。通常、検察

(30) 18 U.S.C. § 3771(a)(4)

(31) 18 U.S.C. § 3771(a)(5)

(32) Attorney General Guidelines For Victim and Witness Assistance, 2011ed. art. V (A)

(33) *Id.* at art.V(F)

(34) *Ibid.*

(35) *Id.* at art. V (G)(1)

(36) *Ibid.*

官は手続に関連の情報を被害者から得る目的や、機密とされていないか、公開されている情報を被害者に伝える目的でこのような協議を行うべきである⁽³⁷⁾。VWPAと同様、CVRAにおいても協議は被害者に自身の意見を表明する機会を与えるものであるが、訴追における裁量は検察官の権限であり、これを侵すことはできないことが明記されている⁽³⁸⁾。答弁合意については、将来答弁についての合意が行われ得ることを被害者に通知し、被害者の意見を考慮するよう十分な努力をすべきである⁽³⁹⁾。検察官は自らの意見を提案する有意義な機会を被害者に提供するために、これらの努力を被告人との答弁の合意が公式になされる前に行うべきである⁽⁴⁰⁾。答弁の交渉が、訴訟が持ち込まれる前（大陪審等によって正式起訴がなされる前の段階であると思われる）に生じた場合、裁判所に起訴状が提出される前に十分な協議を行うべきであるというのが連邦司法省の方針である⁽⁴¹⁾。協議は、一般に行われて良く、特定の答弁の提案が行われる時とか特定の条件を有する被告人と答弁の交渉を行う時といったような限定をしなくてはならないわけでもなく、被告人や利害関係を考慮せずに、答弁や量刑に関して広く被害者の要請を聞くことができる⁽⁴²⁾。検察官は、被害者への通知と被害者意見の聴取を行うとき、その妥当性と実行可能性についての要素を考慮しなければならない。その要素には、(a) 公共の安全への影響と個人の安全への危険性、(b) 被害者の数、(c) 答弁の交渉や開始において、時間が重要な要素であるか、(d) 取引内容に機密情報や秘密の条件が含まれるか。また他に機密保持の必要性があるか、(e) 訴訟において被害者が証人となる必要があるかどうか、また情報を伝えることが被告

(37) *Ibid.*

(38) 18 U.S.C. § 3771(d)(6)

(39) A.G.Guidelines, *supra* note 32, art. V (G)(2)

(40) *Ibid.*

(41) *Ibid.*

(42) *Ibid.*

人の有する公正な裁判を受ける権利に影響を及ぼすか。といったものが含まれるが、検察官はこれらの要素に縛られず妥当性と実行可能性の判断を行うことができる⁽⁴³⁾。

CVRA では、被害者がその権利について通知を受け、行使ができるよう連邦司法省やその他の犯罪の捜査や訴追を役割とする機関の職員が努力しなければならないことや、弁護士による助言を受けられることが定められているので⁽⁴⁴⁾、法律についての知識を有さない被害者でも様々なサポートを受けたうえで適切な権利の行使ができるであろう。

一方で、訴追に関する決定権は検察官が有するし、それが被害者の意見によって制限されないことも明確に規定されている⁽⁴⁵⁾。これは、VWPA が制定され、被害者が答弁に関する意見の陳述を行えることになった際に、聴聞や協議に参加すれば必ず自分の意見が受け入れられ、検察官や裁判官の決定を覆すことができるといった誤解が生じ、陳述や協議を行った被害者の不満を生じさせる結果となったことため、新たに明文規定を置いてその確認が行われたものと思われる。

2. 州法レベル

VWPA は連邦レベルにおける規定であったが、州や地方政府による同様の立法のモデルとなることを意図したものであったので⁽⁴⁶⁾、これを受けて、州レベルにおいても被害者の司法取引への関与を認める立法が行われた。アメリカ合衆国には 50 もの州があり、立法状況も多様なものである。筆者がこれら 50 の州の制定法を調べた結果、33 の州において司法取引への関与を被害者に認めた規定を発見することができた⁽⁴⁷⁾。これらの規定は以下の 4 つの類

(43) *Ibid.*

(44) 18 U.S.C. § 3771(c)(1), 18 U.S.C. § 3771(c)(2)

(45) 18 U.S.C. § 3771(d)(6)

(46) 18 U.S.C. § 1512 section 2(b)(3)

型に分けられる。

- ①検察官への意見の表明
- ②裁判所への意見の表明
- ③被害者への手続の通知
- ④裁判所の答弁不受理の規定

以下にそれぞれの州にどの種の規定が存在するかを示した表を付す。

州名	①検察	②裁判所	③通知	④不受理	条文
アラバマ	○	○	×	○	AL Code § 15-23-71
アラスカ	○	×	×	×	AK Stat § 12.61.015
アリゾナ	○	○	○	○	AZ Rev Stat § 13-4419 AZ Rev Stat § 13-4423
コロラド	×	○	×	×	Colo Rev Stat § 24-4.1-302.5
コネチカット	○	○	×	×	CT Gen Stat § 54-85g
デラウェア	○	×	×	×	11 DE Code § 9405
フロリダ	○	×	×	×	FL Stat § 960.001
ジョージア	○	×	×	×	O.C.G.A.17-17-11
イリノイ	○	×	×	×	725ILCS 120/4.5
ケンタッキー	○	×	×	×	KRS 421.500
ルイジアナ	○	×	×	×	LA Rev Stat § 46:1844
メイン	○	○	×	○	15ME Rev Stat § 6101 17-A ME Rev Stat § 1173

- (47) 各州の裁判所や司法省のウェブサイト上のデータベースを参考にして該当の条文を探した後、Washington D.C. : U.S.Dept. of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victim of Crime, *Victim Input Into Plea Agreements*, 7OVC LEGAL SERIES (2002) に記載の内容と照合を行った。

メリーランド	○	×	○	×	MD Crim Pro Code § 11-104
ミネソタ	×	○	×	×	Minn Code 611A.03
ミシシッピ	○	○	○	○	MS Code § 99-43-27
ミズーリ	○	○	×	×	MO Rev Stat § 595.209
モンタナ	○	×	×	×	MT Code § 46-24-104
ネブラスカ	○	×	×	×	NE Code § 29-120
ニューハンプシャー	○	×	×	×	NH Rev Stat § 21-M:8-k
ニュージャージー	○	×	×	×	NJ Rev Stat § 52:4B-36
ニューヨーク	×	○	×	×	NY Exec L § 647
ノースカロライナ	○	×	×	×	NC Gen Stat § 15A-832)
オハイオ	○	×	×	×	Ohio Rev Code § 2930.06
オレゴン	○	○	×	○	OR Rev Stat § 147.512)
ロードアイランド	×	○	×	×	RI Gen L § 12-28-4.1
サウスカロライナ	○	○	×	×	SC Code § 16-3-1515
サウスダコタ	○	×	×	×	SD Codified L § 23A-28C-1
テネシー	○	×	×	○	Tennessee Code § 40-38-193
ヴァーモント	○	○	×	○	13V.S.A. § 5321
ヴァージニア	○	×	×	○	VA Code § 19.2-11.01
ワシントン	○	×	×	×	WA Rev Code § 9.94A.421
ウェストヴァージニア	○	×	×	×	WV Code § 61-11A-6
ウィスコンシン	○	×	×	×	WI Stat § 971.095 WI Stat § 950.04

①の類型は、被害者が検察官に対して、答弁合意等 (plea bargain, plea agreement, negotiated plea) についての自らの意見を表明できることを規定したものである。その方法は協議 (consult, confer) によるものや書面によるものがあり、州によってどちらの方法が用いられるかは異なり、両方が許され

る州もあれば、被害者がどちらの方法で意見を述べるか選択できる州もある。これらの被害者の意見の表明は検察官の訴追裁量権を制限するものではない。そのため、被害者が検察官と被告人との答弁合意の内容に反対意見を表明したとしても、これに法的な拘束力はない。この点についてアリゾナ州やウィスコンシン州など明文規定を置いている州⁽⁴⁸⁾もあるが、それがなくとも、すべての州で被害者には検察官の決定に対する拒否権がないことでは一致している⁽⁴⁹⁾。司法取引に対する被害者の意見表明が許されるといっても、司法取引に対する決定権を持つわけではないのである。あくまで米国の司法取引は検察官の訴追裁量権を根拠として行えるものであり、これらの規定はその例外を定めたものではない。

これらの検察官への意見の表明を、被害者の権利として認めている規定と、その機会を与えることを検察官の義務としている規定がある。義務としている規定であっても、協議を行うための十分な努力を行えば良いことが併記されていることが多く、努力義務に過ぎないと言える。そのため、必ずしもすべての取引に被害者が関与できているわけではないと思われる。また一般に、この種の規定では各州の手續上のガイドラインに、検察官が協議を行うことについて責任があると記載されているが、協議の態様や実施の可否については検察官の裁量によるところが大きいので、各州の手續実務の実態は明らかではない⁽⁵⁰⁾。検察官が個別の事件の事情を考慮し、被害者と協議を行うことが不適であると判断する可能性もあるであろうし、直接対面による協議が行われておらず、電話、ビデオリンク等の方式で協議が行われていることも考えられる。協議が定められている州であっても、書面によって意見の表明が行われている可能性すらないとは言えない。検察官の協議義務が定められている代わりに、被告人が裁判所に答弁を行う前の段階で既に合意に達した答

(48) AZ Rev Stat § 13-4419, WI Stat § 971.095

(49) Washington D.C., *supra* note 47, at 1.

(50) *Id.* at 2.

弁取引について、被害者に通知を行うこと（つまり③の類型）を制限する州もあるが、ヴァーモント州ではその両方が行われなければならない⁽⁵¹⁾。

②の類型は被害者が裁判所に対して答弁合意に対する意見を表明できる規定である。裁判所が有罪答弁や不抗争答弁を受理する時や答弁合意を受理する時又は量刑判断を行う前の段階等において被害者を裁判所に出頭させてこれらに関する意見の聴聞を行う方法や、被害者影響陳述（VIS）等の書類を用いる方法がある。米国型司法取引の根拠である検察官の訴追裁量権は、裁判所の有罪答弁の受理の判断には及ばない。そのため裁判所は検察官と被告人との合意の結果であろうと、被害者の意見を聞いたうえでそれを考慮し、司法取引を受理しないことも理論上は可能である。しかし、現実には検察官と被告人との間で合意に達した答弁の受理を拒否することはほとんど行われなれないと思われる。米国の裁判所は一般に非常に多くの刑事事件を抱えており、せつかく手続の省略ができる機会が有罪答弁によって与えられているのに、わざわざその不受理によって事件の処理に多大な労力を費やすことを選ばないであろうからである⁽⁵²⁾。

また、裁判所は答弁の受理を拒否することはできても、答弁の合意内容に対して具体的に指示を行うことはできない。これもまた、検察官の訴追裁量権を制限することはできないからである。被害者は、この条件であれば取引

(51) *Ibid.*

(52) 被害者代理人 (victim advocates) を公判廷に置き、被害者の意見を裁判所に伝えようとする VIP (Victim Involvement Project) の試みは、量刑の結果にわずかな影響しか及ぼさなかった。その理由の一つとして、量刑の結果には検察官が広範な訴追裁量権を行使して司法取引を行い、どのような処理を行うかを決定していることが大きく影響していることがあげられている。やはり検察官と被告人との間で取引を終えた後の段階における被害者意見の陳述は裁判所の判断にあまり影響を及ぼさないのではないか。See, Robert C. Davis, et al, *Expanding the Victim's Role in the Criminal Court Dispositional Process: The Result of an Experiment*, THE JOURNAL OF CRIMINAL LAW AND CRIMINOLOGY, VOL.75, NO.2, 491, 500(1984)

を受忍できるというような意見を陳述したとしても、裁判所はそれを考慮するように検察官に指示を行うことはできない。

③の類型は、取引の可能性や、答弁合意の条件、被害者影響陳述を裁判所に提出できること等の司法取引関連の情報について、被害者に通知するように定めた規定である。例えば、メリーランド州では、可能である場合に、被害者又はその代理人に対して答弁合意の条件についての事前の通知を行うことが規定されている⁽⁵³⁾。また、ミシシッピ州においては、被告人が有罪答弁を行う犯罪、答弁が裁判所に提出される日時、量刑についての合意条件、被告人が答弁の手續に出廷できる権利を有していること等が記載された答弁手續通知がなされるように十分な努力がなされなければならない旨の規定が置かれている⁽⁵⁴⁾。通知が行われたからといって当然に検察官・裁判所への意見陳述が許されるわけではないと思われるが、筆者の見る限り、この種の規定を置いている州では、何らかの方法で意見の陳述が許されている。

④の類型の規定は裁判所が有罪答弁又は不抗争答弁を受理すべきでない場合を規定することによって、検察官と被害者との協議の実行の担保をはかりとうとするものである。その他①、②、③の類型の法規定の実効性を高めるために置かれているものと考えられる。しかし、受理すべきでない（shall not accept）という文言が使われているので、この不受理が必要的であるかどうかは必ずしも明らかではない。例えば、アリゾナ州では、裁判所は、A）検察官が被告人と答弁についての交渉を行う以前に被害者と協議を行う努力がなされた場合、B）被害者に答弁手續が行われることや、答弁手續に出席し、出席した場合に聴聞を受ける権利があることが通知された場合、C）司法取引に関する被害者の考えについて、検察官が知り得る限りのことが裁判所に通知された場合を除いては、裁判所は合意された答弁を受理すべきでない

(53) MD Crim Pro Code § 11-104

(54) MS Code § 99-43-27

している⁽⁵⁵⁾。同様に、メイン州においては検察官は被害者に試みたすべての司法取引に関する通知と、答弁の提案に関する被害者の異議を裁判所に明らかにしなければならない事、デラウェア州においては、検察官は起訴を軽減する内容の答弁の合意について被害者が通知された事と、交渉の開始前に答弁についての議論の機会が与えられたことを記録に明記しなければならず、通知がなされなかった場合には、検察官は被害者に通知するためにどのような手段がとられたかを明記しなければならないことが定められている⁽⁵⁶⁾。オレゴン州では、裁判官は被害者に通知を受けたかを尋ね、検察官と被害者との間で答弁の議論に関する協議が行われたかどうかを判断する責任がある⁽⁵⁷⁾。

この規定によって、検察官の義務の履行が行われているか、被害者の権利の行使が妨げられていないかを裁判所がチェックすることができる。多くの州では、検察官は被害者との協議は、それが行われるように検察官に「十分な努力」を要請する努力規定にすぎない。③の規定はこの「十分な努力」の内容を記載したものであると考えれば、被害者と検察官との協議の履行の担保としての機能を果たしていると言える。

これらの類型を問わず、対象犯罪を重大犯罪等に限定している州もある。件数の多い比較的軽微な犯罪については訴訟経済上の利益を考慮して、早期の段階の取引によって処理してしまうのが良いという立法上の判断が行われたものと推測される。ワシントン州のように特に被害者が司法取引を受け入れがたい暴力的性質の犯罪に限定しているものや、小さな子どもや殺人の被害者とその家族に限定して意見の表明を認めるウェストヴァージニア州の規定については被害者感情に配慮したものと思われる。アラスカ州は重罪に加えて家庭内暴力を対象犯罪に含めている。

なお、①に限らず、これらすべての類型の被害者関与は検察官の訴追裁量

(55) AZ Rev Stat § 13-4423

(56) Washington D.C., *supra* note 47 at 3.

(57) *Ibid.*

権を制限することを意図しているものではない。

また、これらはいくまで制定法上の規定を調べたものであるもので、実務においては制定法で認められている以外の種類の被害者関与も認められているかもしれない。特に③の被害者に対する通知に関しては、他の種類の明文規定があれば、これも行われている法域は少なくないのではないかと思われる。被害者に通知が行われなければ他の類型での被害者関与の実施率も自ずと低くなり、批判が予想されるからである。

思うに、被害者意見の表明が行われるタイミングによって最終的な量刑に及ぼす影響の大きさに違いが生じる。検察官が被告人と交渉を開始する前に被害者が関与できれば、これを踏まえた交渉を行うことができる。もし取引が既に始まり、おおよその合意条件が固まった段階で被害者関与が行われれば、おそらく交渉前に関与した場合ほどは被害者の意見は反映されない。検察官は第一に公益の代表者である。検察官が有する訴追裁量権は公益のために行使されるべきものであって、被害者個人の利益に配慮することはできても、優先することはできない。取引にあたっては、被告人の持つ証拠の重要度や立証の難しさと、公益とを比較衡量した上で検察官が最善と考える内容の合意を行う。被害者への配慮は彼らに意見陳述の機会を与えるという形でなされることがほとんどであると思われるし、各州の制定法もそれを認めている傾向にある。①の類型では、被害者にどの時点で意見の陳述の機会を与えるかを定めるのも、検察官にイニシアチブがある。このような制度運用でどれほど被害者の意見が反映された取引が行われているだろうか。ウィスコンシン州の規定は、検察官にできるだけ早い段階で被害者との協議を行うように要請している⁽⁵⁸⁾。これは、協議のタイミングが遅れがちであることが、量刑に自らの意見が反映されない理由であるという不満から、被害者がより早いタイミングでの関与を求めた結果を受けての規定ではなかろうか。

(58) WI Stat § 971.095

三 課題

これまで見てきたようにアメリカ合衆国では多くの法域において様々な類型で司法取引への被害者関与が認められているが、これらすべての領域において検察官の訴追裁量権を制限するようなことは認められないし、被害者に司法取引への関与を認めた規定を置いていない州もある⁽⁵⁹⁾。これは、こうした被害者関与の規定を置くことで、刑事事件の当事者に弊害が生じると考えられていることが理由である。司法取引に被害者の関与を認めるか否かの議論をするにあたっては、この問題点についても検討しなければならない。

基本的に、米国における刑事手続の当事者は被告人と検察官であり、彼らが手続を開始し、証拠を出し合い、彼らにとって最適な方法を用いて裁判官の面前で意見を表明する⁽⁶⁰⁾。米国の刑事手続は公正な手続を通じて問題を解決するための当事者の権利を最重要視している⁽⁶¹⁾。そのため、当事者の権利を保護するための手続や規則を発達させ、極めて厳格に適用する⁽⁶²⁾。我が国の刑事手続においては、実体的真実主義が最も重要な理念のひとつとなっており、裁判や捜査では事案の真相の解明がなされなければならないという考えは相当に根深いが、米国の刑事手続における真相の解明は、当事者が自身の利益を追求するための手段として手続を開始し、展開した証拠に基づいて中立の裁判所が事実を認定する過程で行われるものに過ぎない⁽⁶³⁾。最も優先すべきは当事者の権利を保護し、当事者が裁判所の面前で自らの利益を自由

(59) これらの州が司法取引への被害者の関与を認める規定を置かない理由は明確ではない。しかし、いくつかの州では司法取引に被害者を関与させることはリスクが大きく、実務において利益がないと考えられているようである。See, Michael M. O'Hear, *Plea Bargaining And Victims: From Consultation to Guidelines*, 91 MARQ.L.REV, 323,324(2007)

(60) Erin C Blondel, *Victim's Rights in Adversary system*, 58 DUKE.L.J,237,241(2008)

(61) *Id.* at 242.

(62) *Ibid.*

(63) *Ibid.*

に追求できるようにすることであるので、真相の解明は副次的な効果とでもいうべきものであり、主要な目的ではない⁽⁶⁴⁾。

合衆国憲法第3条は当事者に具体的な事件や争訟において裁判所の面前で利益を主張することに関して一定の処分権を認めている⁽⁶⁵⁾。裁判官は訴訟における議論が公平に行われるよう取り計らう責任を有するが、どちらの当事者の代理をすることもない「法の公平な守護者」として存在する⁽⁶⁶⁾。このことは裁判官が刑事手続における当事者ではないことを示し、当事者個人が自らの利益を自由に主張できるよう保障している。

このようにデザインされた米国刑事手続に当事者以外の者が参加してしまえば、当事者が最大限に自らの利益を追求することができなくなってしまうことが指摘されている。以下では、米国における被害者の司法取引への関与が刑事手続の当事者にもたらしているとされる弊害をいくつか挙げる。

（1）検察官への影響

まず挙げられるのは検察官の訴追裁量権への影響である。米国において検察官は唯一刑法犯を訴追する責任を有しており、起訴や公訴の維持、司法取引の交渉等の決定に対するほとんど絶対的といってよい裁量権を有する⁽⁶⁷⁾。検察官は公益の代表者として事件を公益に適うような形で解決するために訴追裁量権を行使するが、被害者は自らが犯罪行為によって被った損害の回復

(64) とはいえ、米国の刑事手続が真相の解明を軽視しているわけではない。宇川は日本の刑事手続が実体的真実の追求を過度に強調し、米国人が真実解明を軽視しているように考えることには疑問を呈する。また、井上は米国における真実究明の要求は絶対的に貫徹されないだけで、重要なファクターであることには間違いないという。宇川春彦「司法取引を考える（3）」判例時報 1586号 26頁、井上正仁「刑事裁判に対する提言」司法研修所論集 85号 103～105頁（1991）参照。

(65) Blondel, *supra* note 60, at 243.

(66) *Id.* at 244.

(67) *Id.* at 245.

という個人の利益を追求するので、ここに衝突が生まれる⁽⁶⁸⁾。

検察官が代理する公益には、米国刑事司法の抱える膨大な数の事件を迅速に解決することも含まれる⁽⁶⁹⁾。被害者が交渉中の合意内容に対する反対意見を表明すれば、迅速な事件の解決に悪影響を及ぼすとも言える⁽⁷⁰⁾。

被害者が検察官に意見を表明できたとしても、検察官の訴追裁量権はこれに拘束されないので、特に問題はないように思われるかもしれない。しかし、その旨の明文規定があったとしても、被害者の関与が事実上検察官の訴追裁量権に影響する結果を引き起こすことは予想される。なぜなら、我が国と異なり、米国の検察官は多くの領域で選挙によって選ばれるので、政治的な性格を有するからである⁽⁷¹⁾。彼らは常日頃より選挙権者から訴追裁量権を適切に行使されているかどうかのチェックを受けている。選挙権者の中には当然被害者やその家族、友人等も含まれるし、報道によって被害者の不満が選挙区の住民に伝われば、被害者が不満を感じるような最良の行使を行った検察官が再選する可能性は低くなる。このことを考えれば、検察官は被害者意見を司法取引の合意内容に反映させなければならぬように相当な圧力を感じると思われる⁽⁷²⁾。また、意見表明の機会が与えられるように配慮や権利の付与がなされているからといって、合意に対する拒否権を有しているように誤解する被害者も存在すると思われるし、被害者の意見には従わなければならないと感じる検察官も存在する⁽⁷³⁾。このような事態が生じるのであれば、被害者が関与しない場合に比べて、検察官が訴追裁量権を自由に行使している

(68) *Id.* at 261.

(69) Sarah N. Welling, *Victim Participation in Plea Bargains*, 65 WASH. U. L. Q. 301, 310 (1987)

(70) *Ibid.*

(71) リードほか・前掲注(7) 13頁

(72) 世間の注目が集まる重大な事件においては、検察官は被害者と協議を行わなくとも良いとされることがある。(See, Blondel, *supra* note 60, at 263.) これはこの種の圧力への配慮であると思われる。

(73) Washington D.C., *supra* note 47, at 3.

とは言えないだろう。そもそも、検察官が自らの法的知識と実務経験を最大限に駆使して到達した合意内容に、一般に法的知識の乏しい被害者が異議を唱えることは、果たして公益に適っていると言えるのかという問題もある。

加えて、被害者意見を表明する機会が与えられなかった場合に裁判所が有罪答弁を受理しないことを定めることは、検察官の訴追裁量権の行使に対してチェックを強めることとなり、訴追裁量権に対する制限を強める。量刑の最終的な判断は裁判所の裁量の範囲であり、この種の規定がなくとも、裁判所は交渉の結果としての有罪答弁の受理にあたって、合意の任意性や事実的基礎の有無をチェックし、それらが認められなかった場合には有罪答弁の受理を拒否することができ、不正な取引を防ぐ役割を果たしている⁽⁷⁴⁾。司法取引の適法性の判断と有罪答弁の受理に関しての裁判所の裁量権と、どのような訴因をどのような範囲で訴追するかに関しての検察官の裁量権は、訴因の縮小・撤回を合意内容とする取引において衝突する⁽⁷⁵⁾。司法取引の受理に関する裁判所の裁量権の範囲が問題となってくるが、このことについて言及した連邦最高裁判例は存在せず⁽⁷⁶⁾、いまだ明確ではない⁽⁷⁷⁾。有罪答弁や司法取引の不受理に関するチェック項目が増えれば、検察官が取引による処理を行うために越えなければならないハードルの数が増えることになり、検察官の訴追裁量権は裁判所によってより強くチェックされることとなるのである。

（2）被告人への影響

被告人は検察の対抗当事者であり、強制捜査の権限を有する検察と対等に利益を主張するための様々な権利が認められ、手続上の規則・原則が定めら

(74) 宇川春彦「司法取引を考える（5）」判例時報1590号37～38頁（1997）

(75) 宇川・前掲注（74）39頁

(76) 宇川・前掲注（74）39頁

(77) なお、司法取引を受理するかどうかの基準は取引内容の類型によっても若干異なる。
宇川・前掲注（74）39頁参照。

れている。そのうちの一つに公正な裁判を受ける権利があり、このことから無罪推定の原則が導かれる⁽⁷⁸⁾。公平な裁判を通じて有罪判決を受けるまでは、被告人を加害者として扱ってはならない。裁判所が、被害者意見を聴取し、それを考慮して有罪答弁の不受理を考慮することは、被害者が被告人の手によって害されたということを結審前に認めるということであり、公平な第三者として被告人の権利を保護しなければならない自らの立場を揺らがせることを意味する⁽⁷⁹⁾。裁判所自らが、被告人の公平な裁判を受ける権利を侵害することになりかねないのである。

また、裁判所が被害者の反対意見を考慮し、司法取引の結果である有罪答弁を受理しなければ、それによって苛烈な刑罰を科されるリスクが高まる。一般国民の素朴な感覚からすれば、自らの罪を認めることは当然のことであり、そのことによって寛刑を得るのは許されないのが普通であるから、有罪答弁が受理されなくても特に問題はないのではないかと思われるかもしれない。しかし、米国の厳罰傾向は我が国と比較にならないほど進んでいることは指摘しておかなければならない。米国の裁判官は法定刑の上限の刑を宣告することを躊躇しない傾向にあるし⁽⁸⁰⁾、量刑ガイドラインや必要的最低刑の制度と三振法の存在は被告人を著しい重罰の危険にさらす⁽⁸¹⁾。被告人が無罪を主張して陪審審理を要求した結果として、有罪判決を受けた場合は、これら米国特有の制度や法定刑の厳しさと相まって極めて厳しい刑が宣告される

(78) 米国では憲法上明文で無罪推定の原則を定めたものはないが、「公正な裁判を受ける権利」からこの原則が解釈され、陪審評議に先立つ裁判所の説示においては、必ずこの原則について言及すべきとされている。田中英夫編集代表『英米法辞典』660頁（東京大学出版会、1991）参照。

(79) Blondel, *supra* note 60, at 262.

(80) 宇川・前掲注（74）34頁

(81) 量刑ガイドラインについての先行研究として、松原英世「連邦量刑ガイドラインと量刑思想の変化」松岡正章先生古稀祝賀論文集71頁以下（2005）、松原英世『刑事制度の周縁－刑事制度のあり方を探る－』22頁以下（成文堂、2014）等参照。

こともある⁽⁸²⁾。司法取引を行って検察官との間で量刑の合意を行ってしまえば、不当に過重であるとも指摘がなされる米国の刑罰を回避することができる。司法取引の運用に強い批判がありながらも、決してなくなる理由の一つには、行き過ぎた厳罰化の緩和を図っていることもある⁽⁸³⁾。被害者という新たな対抗者の存在によってその手段の行使が制限されれば、被告人はさらに厳しい状況に置かれることになる。

四 考察

（1）どのような類型の被害者関与が望ましいか

米国では、連邦や多くの州において、答弁の合意や有罪答弁の受理について意見を表明するという形で被害者が司法取引に関与できる制度が存在する。被害者の関与の類型として、様々な州の規定を①～④に分類した。

①の類型は検察官に意見の表明が行える。起訴便宜主義によって被告人を起訴しない処分も行えるし、求刑によって実際の量刑に多大な影響を及ぼしている検察官に意見を表明することは、非常に効果的である。この段階において意見が聞き入れられれば、被害者はかなり満足する結果を得られるのではなかろうか。被告人と検察官の間で一度決まった合意内容は変更が難しいことから、できるだけ早い段階での関与が求められるところである。しかし、結局は訴追裁量権は検察官が独占するものであって、刑事手続の当事者とはされていない被害者が制限することはできない。意見が聞き入れられずに合意が成立する可能性もあり得る。こうした場合においては、逆に刑事司法制度への不信感を高める結果にもなり得るので、むしろこの段階で被害者関与を許さない方が被害者を満足させる結果になるとも考えられる。しかし、意見が聞き入れられる可能性もある以上、全く関与を許さない方が被害者にとっ

(82) 宇川・前掲注(74) 73～74頁

(83) 例えば、量刑ガイドラインの硬直性を緩和するために司法取引が利用され、裁判官もこれを黙認するケースが指摘されている。宇川・前掲注(64) 24～25頁

て望ましいとは思われないし、一定程度の関与を被害者に許す方が良いのではなからうか。検察官が被害者と対面で協議を行うことができれば、この類型は単に被害者の意見を検察官に表明するだけの制度ではなく、検察官が被害者に理解を求める機会を設けることにもなるので、最終的に被害者の意見が検察官の判断に受け入れられずとも、検察官の誠心誠意の言葉により合意について被害者が一定の理解を示す場合も考えられる。

②の類型では公判廷で裁判所に意見を表明できる。検察官と被告人との間で合意が成立したとしても、被害者がこれを不当だと裁判所にアピールし、裁判所がこれを認めれば、有罪答弁を却下しうる。

しかし、この形での司法取引の不受理が増えれば、被告人の合意に対する動機付けが減退すると思われる。裁判所は訴追に関する裁量を持たないので、合意を通じた有罪答弁の受理を拒否できるだけであり、合意内容についての具体的な指示はできない。この点①の類型の関与の方が柔軟な運用ができると思われる。被害者にとっては、自らの意見が受け入れられなかった場合は、公判廷で意見が表明できたという点についてはメリットであると考えられるかもしれないが、実際の取引に意見を反映させるという意味では①の類型の方が効果的であるように思われる。

③の類型での関与については、これ単独では被害者の満足を得られるとは思えない。司法取引が行われる旨の通知を受けたとしても、検察官や裁判所への意見の表明を行うことができなければ、意味がないと思われる。しかし、他の①、②の類型での関与が認められていても、被害者がこれを知らなければ意見表明ができないことも考えられるので、他と組み合わせられる限りは、重要な規定だと思われる。

④の類型の規定は他の類型の規定の実行率を高めるためには、非常に重要であると言える。どれほどの努力であれば義務を果たしていると言えるかという点には一定の基準が必要であろうし、また罪種によっては合意に被害者を関与させるのが適当であるとは一概に言えないことも考えられるので、検

察官が協議の努力義務に違反した場合に、司法取引の不受理を必要的とするかという点についても検討の余地がある。

刑事事件に関与した被害者は、基本的に量刑に関与できることを期待すると思われる。そのためにどの類型による関与が最も効果的かと考えれば①の類型が最も被害者意見を反映させやすいのではないかと推察するが、特段他の規定を否定すべき理由がない限り、これらの諸類型を複合的に活用するのがよいと思われる。

（2）司法取引への被害者関与は許されるか

我が国においても「捜査・公判協力型協議・合意制度」という名の司法取引が導入される見込みであるが、制度の根拠を検察官の訴追裁量権とする点で米国型司法取引とよく似た制度であると言える。司法取引への被害者関与の当否を検討するうえでは、米国の議論は非常に参考になる。

被害者に司法取引への関与を許しているからといって、被害者は当事者としてその合意の形成過程、受理の可否の判断に直接参加できるわけではないことは全ての米国内法域に共通するようである。また、司法取引の被害者への関与を認めることによって生じる刑事手続における当事者（＝被告人、検察）に対する弊害も指摘されているところであった。

現行の刑事手続を肯定的に捉えるならば、検察官の訴追裁量権はできるだけ制限されない方が良く、被害者を関与させた結果、最終的な量刑が刑事手続の当事者以外の者の意見に左右されて良いのかという批判が予想される。しかし、米国で認められている被害者関与の諸類型は、いずれも刑事事件の実体的判断に関わるものではないし、検察官の訴追に関する裁量権や、裁判官の量刑に関する裁量権を制限するものではない。現在の我が国の実務においても、被害者と被告人との間で和解が成立していることを考慮し、起訴を見送るようなことは許されている。これは検察官が被害者に対してある種の配慮を行っているものとみてよいと思われる。被害者と意見を交わし、

それを踏まえた配慮を行うような制度であれば許容の余地は全く無いとは言えない。検察官も被害者に理解を促すことのできる機会を新たに設けることができると考えれば、現行の刑事手続をより血の通ったものにする可能性がある。

また、米国で指摘されている弊害について、我が国においてはあたらな思われるものもある。我が国において、検察官に対して被害者の意見表明を許したとしても、検察官の身分の保障がなされている我が国においては、検察官を選挙で選出する米国ほどには、被害者意見を訴追に反映させなければならないという心理的圧力は強くないだろうし、被告人に対して不当に重い刑罰が科されているという言説も米国ほど多くは聞かれない。以上を考慮すれば、被害者を司法取引に関与させることを検討する意義は十分に存在する。

しかしながら、現段階では、被害者を司法取引に関与させるべきであると断定することはできない。我が国の刑事手続も、主に検察官と被告人が当事者として手続を開始し、進行していく点で米国の対審構造と類似しているため、基本的には米国において指摘されている弊害が妥当する。公判段階において被害者をそれとして扱うことは、つまり加害者の存在を認める事になるので、無罪推定の原則から好ましくなく、公平な第三者としての裁判所の立場を揺るがしうるものであるし、公平な裁判を受ける被告人の権利をも侵害するとの批判も見られる⁽⁸⁴⁾。また、被害者が関与した結果、逆に司法取引への不満を高める結果となってしまうえば、制度の運用上良いとは思われないし、ひいては刑事司法制度全体への不信にもつながる。被害者にとって理解されない刑事司法制度は一般国民にも理解されないし、捜査機関の士気にも関わるところである⁽⁸⁵⁾。米国においても被害者を関与させた結果、被害者が満足

(84) Blondel, *supra* note 60, at 261

(85) 特別部会・第10回(2012年5月24日)大野宗発言(同議事録14頁)

することができたかは明らかではない。そもそも、それぞれの国内法域において、どれだけの被害者が、どの段階において司法取引に関与できたかすら明らかではない。また、検察官の起訴裁量権によって被害者への配慮が行われているとしても、同法取引という特定の場面において被害者による検察官の訴追裁量への直接の意見表明が許されるかは見解が分かれるところであろう。この疑問に答えを出すためには、こうした問題についてのさらなる詳細な研究を行ったうえで、制度上のメリットとデメリットの慎重な検討が必要である。

むすびにかえて

以上、国内における司法取引導入の議論と、米国の制定法について概観してきた。我が国において、一部の被害者には司法取引導入に対する肯定的な意見があること、米国内にはすでに司法取引への被害者関与の制度が存在することは、大きな発見であった。

我が国の刑事司法制度においても被害者を司法取引に関与させてよいか。この疑問に答えるためには、実務上の運用についての調査が必須である。アメリカ合衆国は、国家としての特徴上、国内に多くの法域を内包しており、州ごとにモディフィケートされた立法や、制度運用がなされている。50の州において、それぞれの類型での被害者関与がどれだけ行われているか、その結果として有罪答弁の不受理や、合意内容の変更がどれほど行われているかといったことは明らかではなく、この点についてさらなる研究の必要がある⁽⁸⁶⁾。州レベルの研究を発展させ、比較検討することで類似の制度を異なる法文化を持つ地域に導入した場合にどのようなことが起こり得るか、という

(86) もっとも、米国における司法取引の統計は有罪答弁と一体となって運用されているという性質上、正確なものが存在せず、被害者関与が記録に記載されるかどうかも定かではないため、統計分析によってこれらの研究を行うのは困難である。現地法曹実務家へのインタビュー等の地域知見的な考察も有益であるだろう。

ことを考えるうえでのサンプルを 50 にものぼる多くの数で抽出することができるわけで、我が国における制度運用上の大きな示唆を得ることができると思われる。今後も国内立法状況の追跡や、米国における運用の詳細な実務についての研究を継続していく。

また、これまで見てきたように、被害者は刑事手続における当事者と同等の地位は認められていない。それでは一体、被害者の地位とはどのようなものであろうか。これについての積極的な意義付けも残された課題のうちの一つである。